

## 多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月30日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 森 長一郎

### 記

#### 1 監査の対象及び実施日

対象団体	監査の範囲	監査実施日
多賀城駅北開発株式会社	出資団体の事業運営や会計経理に係る事務 (令和5年度及び令和6年度分)	令和8年3月13日(金)

2 監査の着眼点 市が出資による財政援助を行っている出資団体に対し、その出資目的に適合した事業運営や適正な会計経理を執行しているか等を主眼として監査を実施した。

3 監査の結果 業務が市の政策目的、出資の趣旨に沿って実施されていると認められた。